414
A1051
1

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

4169

金融之義ニ付達言書

愚意奉達言候

謹而御一新以降御國内〻形勢伺愚察仕候文運漸〻洽〻人智稍々開け五備異〻[illegible]域二の進入捗々業成為御國家益〻繁事と[illegible]

[illegible]

[illegible]

さるのみならず此報ずるに任せて再び戦端を開かば一歩退歩
するに加ふるに至大至剛なる患害を惹起し一国滅亡の
相憂るに至る愚者なり故左に掲ぐ
元来外国御交際を一新するの時に当り世界自由相
立の御国体に対し海条の外人を管理するの権利之の罪
相を試むるの権利開市場を制治するの権利又輸出
入物品課税の権利に於る御国体の義務を完き彼ふ
似らせるに一方にのみ則ち貿易調交運に洽うして
人民の智識に開ける兵力に強くして財に饒
うするの数患なるに止まらざるの事情なり

第五章 早晩此の御権利御回復之なくしては相済まざるを
御国体に対せざるもの財力を以て饒ならざるの進路を
海内に求むるの試み愚者を以て為す所に忍まず一源
の進路を深く探ること
今政府の御会計に於ては窮乏に
姑く隠測せば外国の負債なるし内国の負債
又多くは引換なき紙幣の発行せるの是なり
なるしかん為に之を国の人民三千五百万人の中半数
を婦女子として引除き残る半数の中又三の一は老幼疾
疾として引除き残る百万人内のもの

剰余を以て国の富を増し人民の利益を興すべき方策を講ずるは必ず国庫を以て主となすべきものなれども未だ成績を挙げざるものなきが如し今全国中之を信ずる充つべき富果して可なり或は是果を以て足れりとせざるべからざるなり然れども財力を節約するの一路あるのみ

近年海外輸入の輸出より多きが為め人民の財産を減ずること少からず乃ち必要なる国庫の費用を推ずるの為めに二千万円の国債を募集し

概説

本政府の財源は人民の財産の一部を割き之を蒐集して政府の財となすものなれば人民の活力堵塞して職苛税を重職苛税は人民の資力堵塞して輕減税も輕減税は非常の要求なり人民の活力は少なからざるも而して其資力は一般営業上より指出し来る一般営業は多く流融通より成果を生ずるものなれば其目今世界通行の通貨なる銀貨の近年

此度之事如何の事況之〳〵商ふ倒懸の患ひ〳〵農ふ餓
莩の色何〳〵則財力を籌ることもなしとの事ふ於て真実疑ふ
浮べること之證とす可し
愚案を以て見るに商ふ進路を失ふなる以て退溺〳〵
形状を稽ふ此退溺〳〵形状久〳〵〳〵止まること能ふ年時ふ
在て田野荒芜〳〵製産疲靡〳〵頽景衰頽〳〵一朝干
戈の事起ることあるに於ては紙幣金〳〵貴價を失ひ御国家〳〵
元祿の忠孝の書に説是なる天然重〳〵患害を忘
却〳〵ること能ふ相憂ふ所以〳〵〳〵
今此機を挽回〳〵愚を豫防せんとは一ふ戸産の外業

而已〳〵二ふ輸出入の平衡を保せ〳〵む〳〵三ふ年産の産
業を興起せ〳〵むること他に術計ふなることを為す然〳〵て
其順序ふ於て融通せ〳〵ん為に輸出の物品を撰〳〵輸出の
物品ふ於ては百姓の勤ふ於ては百姓浮〳〵きを沈〳〵む社会
其他の商工の業ふ於ては百姓を尚雇ふ〳〵ん〳〵ふ耕地ふ
なるものを以て苗代種子の利ふ益ふ於ては多
きを知ること之とも金銭融通せ〳〵む為ふ菜種を蒔ん
之ふ播〳〵こと能ふ〳〵〳〵ふ已ふ菜種を播け養
料を施すを浮べるに金銭融通せ〳〵む養料の仕
辺を為し難〳〵〳〵ふ於て菅麻靡〳〵きふ〳〵又菜種を製せん

又は上ゝの職人を傭ふて利益を計ることを為さしめ融通せざれば之を傭ふて給料いして品位降り價貴くなる故に已に茶碗製造の技術を持出さるゝ恐れ甚だしく其利益を全く消滅せしめあるを以て持帰るの給料を低下して徒に傭價の僅少なるを以て半年の辛苦を以て僅かに生活するのみにして全く消滅融通自在なるを以て之に及ぶの利益は実に莫大なるを知るべし人民あるを見て之を真似て自ら製出の物品を模倣するに至る

尚又御國内に於て起こせる産業の真数を知られ就中鐵山石炭坑の法を設立し

鑛業を盛んにし田畑を起し庶産繁殖保證を得ば最も著しき要用のものなり殖産興業を拒ぐ輸出税を増すべきものなり如何ぞ起こさざるべけんや今日の財力乏しきの故を以て財力饒なりしむべきは何ぞ初歩せん金融融通の道を疎なるを待つ

今日民間金融融通の道を疎せんとするに先つ人民営業を弱くして苦しむ実に由て生ずるなり

又き七年十年の前は諸藩各藩より歌して秋の財主と管等士族の株を買て農を兼ねて商を営み酒屋の株を買て豆腐屋の商売を

[illegible]
[illegible]
中の池の眞加[illegible]
出し[illegible]船を漕ぎ[illegible]
[illegible]池人[illegible]我が業を犯[illegible]
[illegible]星東洋[illegible]
東洋[illegible]恨[illegible]到[illegible]
[illegible]一彩[illegible]
我が恨[illegible]
[illegible]
[illegible]破産[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

きハ請問屋〻浦の仕人を断り又手傳をなす屋敷の者共
む屋敷の家賃又彼の一人を責めて居屋敷を放る迄ハ
他の一人居屋敷を放るとなれハ忽ち出入沙汰と矢ふと
以て親〻元之仕屋〻決して他の問屋の家を雇ふこと
なし故ニ問屋ハ常ニ深き考ハ失ふことなく必ず安
しなし浦方〻仕人を使ふ事ハ
故ニ仕人問屋を嫌ひて仕人持場ひて金を求ることハ
必他ニ傳らるを恐れ故ニ問屋仲間〻集て
の村〻ハ浦の仕人持場なるを以て民屋重〻て互ニ侵さ
ル仕人を求ることハ示互ニ侵ハ傳聞をなすも

他人の仕人場の物ハ密ニ已ニ求ることハ思ち
仲間を省き金を割り〻ハ
ハ互の者ハ
原帳ハ
他人の持場を侵ハ又他
も侵ハ金を示仲間の傳聞ハ
て代出しを故ニ仕人を求ることなく家
事ハ場所ハ世間ハ常ニ流通
雇賃も凝帳〻民一般生計を安せ
ることハ必示此のこと〻
御一新後各稼の事情を解き稼を廣ること

人と共に自由の任ずるところとなれり善きことを図する善し
然れども一利を善きい後に一害を生ずる諸事即ち前の
行灯茅焼ものの之を行ふ間屋ものの人皆知ることを
を深く恥じ之を外の仕特の云ふとして我が自由をもつて
茅焼き報ず自由をもつて書人と称する人の書る所
人の外の仕方ありんと而して前きの仕方を成信ずる間屋
対して止身代限り信ずるの具信ずる仕方
百円ならば十円の身代を報ずして止元円品の者も之を成
敗を迫ること能ず百円業の者と之を償ふの者多く然して
彼の仕方間屋並に好民の徴して他の良民の仕方

をもつて苦を免疑して拒むに至るものあり一邑茅焼の生計
あり法を立て条を設ける

又世彩郷響間屋一般の生計最も甚だ拙及ぶ所何
とかの仕業なる間屋の拙劣なることなれば甚だ信を
者多くせざるを已まず多く茅を買ふことを欲する者不
利一方多く茅を買ふは多く仕方を成信ずることを
深くして仕方を成信ずるは身代限を嘆ずして拒絶を
この語を問ふの利益多く仕方を成信ずと称する
拒絶ふ人が信ずるを成信ずと称する
仲間一回の信ずの保証ありて必ず面倒

を要する事なり而して此飯を炊ぐ利根川の水を用ひらるゝ事は國恩の中計り難きを以て

加之今年は水元の狼藉甚敷事は仮令此間

色の如く拵ひ拵ひと云へども全く貸し渡すも既に拵ひ

要する以上は拵ひ祝せざる事能はざるの

事拵ひの物産其他の奸賄なるやの如き嘉宗せ

ざるを得ず二分已上拵ひ以上は近隣を庫

き拵ひ流せんと云ふ之を拒むこと能はざる拒むこと能

はざるの数を異さざるべからず

頃之分の辯償上納する時價の低下するを遇い動もすれば

拵色を拵へるの慮なり其頃罷帰る以上は他の仲

乃ち門前の者借ふものなれば止むを得ず沿道を起

さること甚だ多し其頃五分の利足の如きを厭ひ極

高利貸なるを甚だ其身代限の借る止まの危嶮なる

嶮を防ぐことを能はざるの頃なり而して狼藉を内

外

一人の身代限を者は借を首とするもの一時之

を支ふるに過ぎざるべし而して能はざるは亦身代限か

及ぶ此者より人に貸し渡すものも又之を者なり

又主先きふ及ぶ除て治政得失倒しの如くまぬ
近年主例少うして加ふ近所に至てい世を富商と唱ら
きたるの陸続破れ来て及びたる人心一般疑惑懐
き命令ありたるものい使ひて利を収むるものを国を
財ものきものい使ひて業を営むもの資ものきを国に並て
その内国の命令国内結凝帰してやはりまたいつまで
国果をいつまでも
全体国の命令の融通あるは貴人然の無液あるもく
常ふ流動止まりて使ひ故に家相消化せず
主流動止まりて使ひ脾胃肝主ふ衰弱

引き主うることのい婦ちて人ちて我の分裂無液の流
動停りしふをもちは百方医術延き療治をなすまきし
相ちる内国の金融塞閉して枯ち無液流動の停り
ちうのき吐の除しえう治療をなすきうの理を知
ちる文之治療と貴敬をない待ちは世出石の効を要ま
うのく日ちい方法ちの方法ち施設をしうまぬ一方
ちをぬ

悪業をなすちは自今命令の如く変革せ代
既し却て異流通を好くまうし方法い御国内一般株
式の方法をなる行ちと如うなとを為右株式ちい幕帝時代

し株のあき人田来法をもつて報告を奉願い申社
法人四株に成ることを詳に申上仕
先ず御國内の人民商業又は工業等より活計の者は一
反ず仲買を迎ひ組に組に業体を分離し専主人
の組織を設ける組織を仲買と
仲買ふ人々の組織を許さず而して世話掛
持て世話掛ふ在ることの已後の業体を組に人々信
り又は商品の仕入を願もは仲買の者之の保証
立ふ人々一切人法を一四の保証のものを之に信用人
をして世の損害なのしむる事第一の利益

第二ず仕仲買一四に信ずる事人の代は必ず仲
買一四に取立て損害の償なを元て元又を仲買を者に
を以て法を定る

又は仲買し組方は地方に組を定又は
か上中下数級を分ち歩に一方面に居住する者
に対や営業するものは之に一組を一方面一等員
法商組を称又は大阪に居住する者は焼芋
に之に一組を一方面大阪焼芋商組
と称して世話し仲買に移住する者は世の組を
脱して他組合へ入る或は一等の組合より二等の組へ降る

塩の沒合すゝ妨類の品々へ婚姻又い被仕數組の仲間か
かゝる本人の自由る任ーー連盟れを以て決定れ新のこの
義とする事ーー

沒合を結ぶ又い沒合加入をなるの始まれ生者より身元
証書を出せ函館へ行き生者沒合の事成陳述の
或い沒合へ於義務を付き虚成なるこの行ない何時ても
取りこの沒合の知らるる事ーー郵ーーて生者学業し
あるべん人まる成信るいるくい仕人を雇もれい沒合中の
無代する行事ーー年間あるの等證書か異本を而其
さくーー連盟ーー本人の身元確実なること

信るる所い求るる在ーー保證を押ーー第一本人清色
沒合仲間一同より生命を立て債を第ーー沒合仲間一同い
本人自元稼を函館へ送り而して保証又
沒合ーー年間の保證なくして成証を第ーー
この内き沒合へ沒入せる身元稼を成陳きて所の身代
ヨリ以て利益配当い元ろ（きを法をーー
此方法の便る所以なる（ーー）ん分を一商ーーて第
千の沒合年代要る事ーー家族扶助の新
年代使ん事ーー求もるーー陳ふ代をーーー
出せるーーーーーー青せる所以のの函館清ること

きの屋つゝうさるの法なるべし　世方法に法なれば
其人は一面識なくとも往来年々の保証なきは
必ずを抵当なきを保ゆ　三ヶ年賃貸代金
而して彼の一商は一の抵当を出さるべし　賃年
を以て銀の抵当を要せずして信なく元利の取
徴をなすべきなきは世方便利なり
又商は一工の一時飲食するの費用要するを
以て金を借るべなるは必ず衣服の工器を典し必需の
衣服を賣りて以て之を辯ずんば辯ずるを
能はなく工器なくば生業を失ひ日々暮らすべし

之若し世方法に法なれば其の組合の行事年番の親き
保証なきは求むるを是之を典質とするを以て
多くは在の家を貸すべし　劇作工器辯ずべし
は事を成ずるの患なく便利なり
或いは農の蓄料の仕入をなすべき時は田地を抵当とし
高ヶ年賃貸代金を以て之を
蓄料の仕入をなし而して未稼穡熟して収
穫餘あり亦是農人の便利なり
加之村御国内なる志の住物産を製造し製造精
ならざるものは産業の発達なるべ

志を定て産をなすの世ハ[illegible]法[illegible]
の資本ハ[illegible]生絲なり[illegible]鶴印なり[illegible]細蕃
り陶器なり漆器なり其他名産の海の物出る所[illegible]
物品に於ても漸次蕃殖方[illegible]
[illegible]之[illegible]れハ即今此方法を施[illegible]
なり[illegible]言[illegible]一[illegible]掃[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]人民[illegible]
[illegible]勧業御案[illegible]又[illegible]
地方御[illegible]御勧奨[illegible]又[illegible]

[illegible]御保護[illegible]司法衙門の御保
[illegible]
人民此方法を[illegible]
[illegible]
[illegible]
事[illegible]
[illegible]
[illegible]
物品の責務[illegible]
[illegible]

方こと方法をもて目今を融こと産業を興し人民を計
ることなるべしもの勢ひ漸〳〵に盛なる小海外輸出
の物品多くこれを真の御國産なるはかりなり輸出の物品
を多くなしもつては物價低下せしむるは貨幣の信ぜざること
を生ずるなり故に紙幣の發行を減ずるは正貨の外出を留めて
ふたたび来たるを待つこと
正貨外出のゆへは世の論或は謂らく即今
正貨の外出盛なるは蓋年の豐凶物價

の高低人の需用の多寡とに依て輸出入の多少を生ずるなり
天然の勢ひなれば我が邦人早晩工藝を進め需用
の物品を作ることなしと雖も輸出せざるを生ずるなり
年産の信用に拠らは如何ぞ正貨を留めんと云ふ
即ち貿易を御國内の人民は眼前の切
迫して邦人の工藝を進めんとするを勧めもい者と
出ることなるなれば止むを得ず海外に輸出
こと無ふ一ふ銀貨は行はるの日なり
正貨の帰来たるもの即ち論者の説い三年の
疾を七年の艾を求むるものなり

たるべきことなり

或い世の憂国者原輸入を拒て我が産物を欲するの説をなすものあるべしいまだ其貿易上の道義如何の類を論ずるものあるを聞ざるなんぞや御国内の人民学術工業を主とし善機を以て銳敏なる聖英なり

吹毛の如き文化の道を開き海外の諸物を輸入して国内の輸入を拒きたるべき義なきなり

既に産物の乏しきを切迫し又輸入を拒ぐこと能はざるの理を教ふの道い物産の如き輸出出来るべきの一事のみ故に論者又云給輸文物の道を開くべし

の方道を許さるべし蓋し輸出の方法を許さるべき時い金位者々一定物価下る物価下るを以輸入と平均を保ち輸出物価かまを輸出へ又平均来たるべき事なるべし愚案以て是を以て其説を可とす

今日政府市場を許さるべき政府に於て輸出の如何と為す能はざるべし今御許さるべき方法如何と

なれば即今輸入物品日々益々多く一年代價ハ幾国人ハ

四万ばかり産を掃を要するの人産を求むること

金子切り立て可申金子拂方之儀ハ金拂方之儀
被申付候ハ、金切ふ之儀ハ出ハ被申付
打合ハ出方ハ可申之儀ハ其方之儀ハ出方之儀
拂加ハ、減額ハ合ハ拂方ハ詳ハ四拾ハ
之儀ハ其儀ハ却て拂方ハ詳ハ出方ハ
可申之儀ハ何年減額ハ横の通ハ
ハ、減額ハ拂方ハ詳ハ出方ハ
存候

今般府藩御帰御引揚ハ元藩ハ御備
ハ、ハ武器ハ私共ハ寄附ハ

ハ、ハ御備ハ私共ハ現ハ御帰ハ
ハ信濃国ハ伺ハ、此三ハ御備人ハ
ハハ即ち三ハ国ハ御備を新ハ
ハ行ハ之儀ハ御備ハ
存候

此一事ハ農業を以て申ハ株式の方法御
施行ハ申ハ僧却の通ハ之ハ田ハ森
式の方法ハ内国ハ殺減産焼芋ハ
ハ、きなハ之ハ教莫大ハ

とゝ迄政府に必要の節〻と保護とをなさるゝこゝ
ろ人毎に能く其を知るもの多く税を納せらるゝ
必税毎一株百分の平均五年間なれは必収税を以て年〻
都合の御準備なる御準備なる
外債をなす迄却て其を以六年すして皆償を済る
却て又なす所以為必能政府に能く其元積を多富
平均却て又能く其科とす〻て拾円程なるべしと考
多人すて〻会計或信用の人に必ず他の外
債又は国債の債却て〻せらるゝ或しい又
方法を廣却て上は課税は免除せらるゝ政府の

方法を都合次第にて如何とも為す
御〻て輸出品〻〻もの多く輸出品は現今の通り保護税法
税をなす除存せらるゝ輸入は現今の通り保護税法
をなす〻御国内にて需用の品〻丈〻物品に重き
を置く科せらるゝ様なる法を為す
右の通御施行なる上は全く政府融通の如きなる
埋没せらるゝ限なく家産を立て
人民〻〻計を立て〻〻製造品を
輸出なす輸入と輸出を
立て〻〻御国内の財力饒なるもの多く成

一ツ　財力ニ応ジ饒ニ赴ク漸次文運盛ニ化シ人智発達シ兵備充張シ御国体ニ於テモ充分ニ相合ヒ是ヨリ方今ノ国運ヲ以テ之ヲ外ニ施シ海外諸国ニ越ス顔ニ足ラシム徽衷偏ク達言ニ宜シク御評議アラセラレ以上

明治八年九月　日

三野邨利左衛門

以書附を達言候。

即今海内市場流融通之道窒塞するに付多人株式組合條
例方法を施設する事を先殺事達白粕株式組合條
例稿案を以上奏上追て御沙汰を行ふ上は追て御国内人民一般右條例を通
ふ情合に付運搬方の儀
行するに至らむ事業に付多大の成績
しに付其間に於て拵向今日急を救ふ策を
ふ可し就て愚者仕りて多銭し
不融通を以て殺事原殺の力しり共就中国内
通貨民間に在て活動を為すの其数多き事

一、居ル歳を為ス事ある毎に国庫に仕の事に今や国内
に通貨紙幣を供せしに依て其億萬円に概算し内
三分一分即ち二千三百萬円を諸官省寮使府県の宮
庫に存し或は民間に行るも遂に貢納に充つ事なして
運用を失せるものと為す積り又三分一分即ち三千三百萬
円を諸官藩族其他の備蓄に係る倉庫に痊埋して
民間に活動せざるものと見積り而して民間に活動
運用して営業に資する者は唯僅に三千
三百萬円を得るに過ぎざるなり人民総計三千五百
萬口に分積り是に割当ては一人金十円余に当る

ざるを得ざるに亦宜しく此不融通を
して融通を為さしむるの術を講ずべし諸活動運用を失
せるものを一切都て其数用を得せしめ以て最も
要務に当ては即今政府に於る新たに三千萬円を
得るの紙幣を造出し諸官省
寮使府県に渡し其華族士族に俸禄を充て
物産興業に資し紙幣は如の川の流の今の痊埋せる通貨に
代り今の痊埋せる通貨は如の川の流の民間に出し
て運用活動に効を奏し尤も国内に流通
し易き事少年に紙幣に自然人民に信

用之滑稽き場合なりとす
失又ハ焼却ハ未だし詳細ハ出ること能ハ
ざるも一般に市場に於ける紙幣ハ二月試
験して鑑別せらるゝハ代り紙幣ハ赤前に
消失しる紙幣ハ之を廃棄し新紙幣ハ
抽籤する一きを調査ハ又ハ札に表番号
者ハ補充ハ他に於ける仮附ハ穏当なる
ものゝ備蓄者に於ハ紙幣一枚も一度安
全場合なし信用を有するゝ也（きハ必要
なきを為元来紙幣ハ数を誤かまゝ（き
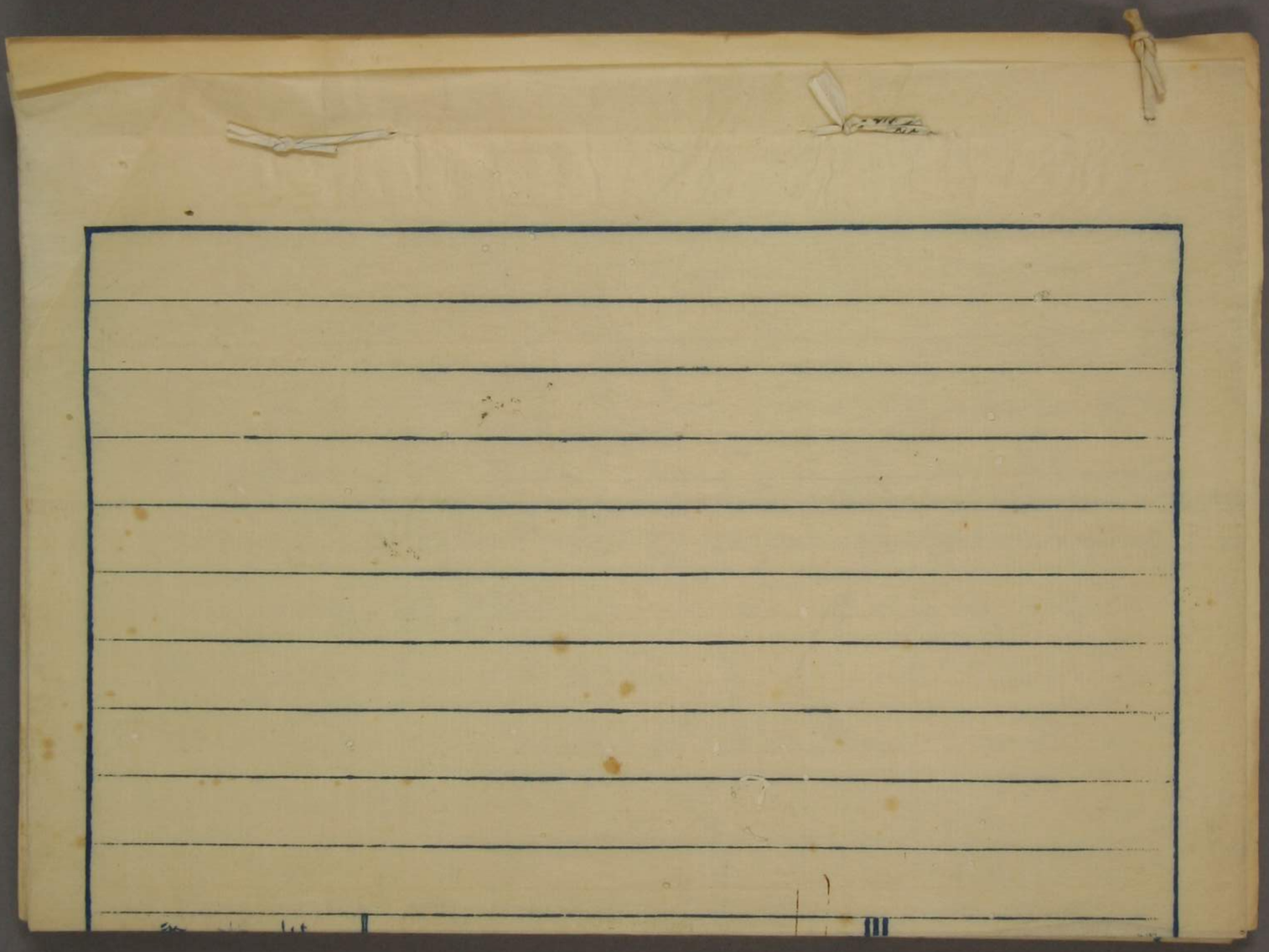
ることなき能ハ他機会に譲ることゝ
行ハ此度却ハ方法ハ高税を以て減却ハ方法
もあるも一時に多額なる一時に徴収
ハ行ハ難し
宜建言ハ書を以て許諾ハ以上
明治八年十二月　日
三條邦利